

子どもシェルターおきなわ NEWS LETTER vol. 5



2020.07.30 発行

the best interests of the child.
子どもが、子どもとして生きることのできる場所

ご挨拶

今こそ子どもの権利の保障を

NPO 法人子どもシェルターおきなわ理事長 横江 崇



世界中で新型コロナウイルスの感染拡大が猛威を振るい、日本、沖縄においても、社会や生活全体に極めて大きな影響が及んでいます。リーマンショックをはるかに上回ると言われる経済活動の停滞の中で、事業継続が困難な事業者が続出し、多くの労働者の収入の減少や失業者の増加など雇用環境の悪化が現実化しています。このような経済状況や労働環境の悪化、外出自粛や諸活動の制限等の影響により、ストレスをため込んでしまう大人は少なくないでしょう。

子どもに目を向けると、虐待の増加が懸念されるところです。学生については、家計の影響を受けて進学を諦めざるを得なくなる、アルバイト収入の減少により在学を続けることが困難になる、日々の生活費に窮してしまう等の影響を受けている学生がたくさんいます。また、学校に通う子どもたちは、休校になって不自由な生活を強いられ、子どもによっては、生活習慣の乱れ、学習の遅れ、体力の低下、給食を食べられないことによる栄養不足、対人関係の不安等の影響を受けていると言われています。そして、学校が開始した後も、今までとは異なる行動様式を強いられ、窮屈な思いをしている子どもたちがたくさんいるでしょう。

このように、コロナによって多くの子どもたちが様々な影響を受け、不自由を強いられているところ、それは、子どもたちの学ぶ権利、遊ぶ権利、安心安全な場所で生活をする権利等の子どもの権利の侵害に他なりません。「コロナだから仕方ない」ではなく、常に子どもの最善の利益を考え、子どもの権利保障の視点からの対策が望まれるところです。

世界がこのような状況になってしまった今だからこそ、今後、子どもの権利保障を核とした社会を作つて行かなければなりません。一刻でも早いコロナの終息を願いつつ、私たちは、今後も子どもたちのための活動を続けていきたいと思います。

「月桃」活動報告

我妻 潤（理事）

子どもシェルター「月桃」（サンニン）の平成31年度の活動報告をさせていただきます。

1. 入所人数

平成31年度は、13歳から18歳まで（入所時年齢）、のべ15人（実入数15人）の女の子たちを受け入れました。入所の経緯は、市町村や支援者、以前入所していた子からの紹介など、児童相談所以外からの入所も多い一年でした。これもシェルターの活動が着実に根付いた成果だと思います。また、児童相談所による一時保護委託または援助のいずれも行なわれないものの保護が必要な子どもについて受け入れを行いました。

2. 入所の理由、入所期間

親からの身体的虐待や心理的虐待で、傷ついた子、発達障がいなど、発達に課題があったために親族とうまく行かず、家出を繰り返している子など、居場所がない状態からシェルターにつながった子が多くいました。シェルターの入所期間は2か月程度を目安としていますが、中には、親子関係の調整に時間がかかり、入所期間が3か月以上の長期に及んだケースもありました。また、児相の関与しないイレギュラーな受け入れのケースでは、シェルターのルールに反発する子との向き合い方の難しさにも直面しました。それでも、シェルターに来た当初は表情が暗く、生活リズムも乱れていた子が、徐々に落ち着きや明るさを取り戻し、全然違う表情で退所していくとき、改めて、シェルターの存在意義を実感することができました。

3. 子ども担当弁護士（コタン）

シェルターに入所した子にはそれぞれに子ども担当弁護士（コタン）が付きます。コタンは、関係機関と連携して、親子関係の調整、退所後の居場所探しに奔走しています。特に、親権の問題、未成年であるために難航しやすい居住先の契約問題など、法律に強い弁護士だからこそ力を發揮できるケースは多々あります。



近時は、男性弁護士にも意欲的にコタンを担当していただいております。平成31年度は新たに3名の男性弁護士がコタンを引き受けて下さり、とても心強く感じています。

4. スタッフ

本年度、新たに常勤化したスタッフが2名おり、その後、新たに2名の非常勤スタッフを迎えることができました。現在は、スタッフ6名とボランティアさんにより、比較的安定した勤務体制をとることができます。

スタッフは、子どもの話し相手になったり、手作りの食事を作ったり、時に就業先探しに同行したりと、子どもの身の回りのことを色々とやってくれています。

また、子どもが学校から出された課題にスタッフとともに悪戦苦闘した結果、勉強習慣が付くようになり、学校のテストで好成績だった！と、とても嬉しそうに結果報告してくれる子もあり、大変喜ばしい経験もできました。スタッフの皆様いつもありがとうございます

5. 入所中のシェルターでの過ごし方など

だいたい2週間に1回くらいの頻度で、コタン、児相担当者、スタッフ等関係者が集まり、ケース会議を開いています。会議には本人も参加し、今の気持ちや、今後自分がどうしたいか等、意見を言ってもらっています。日頃一緒にいる時間が長いスタッフが、本人の生活面でのささいな変化などにもよく気付いてくれて、情報共有を受けた児相担当者も心強く感じているとの話をよく聞きます。

また、シェルターでは、食事以外の時間は基本的には自由時間なのですが、卓球や、人生ゲーム、ジェンガ、トランプ、オセロ、UNOなど、コタンやスタッフ含めみんなでわいわい遊べるゲームが大活躍しました。ご寄付いただいたピアノやギターなどの楽器を弾いたりする子、塗り絵をしたり、映画DVD（ジブリが人気です。）や録りためたドラマを観たり、本を読む子も多いです。

6. 終わりに

これからも、子どもたちの気持ちを大切に、寄り添って、活動を続けていきたいと思います。皆様からのご寄付やお力添えに、心から感謝申し上げます。今後ともご支援のほどよろしくお願ひいたします。

シェルターを出た先に見えるもの

シェルターのスタッフとして関わってからいつの間にか3年目になりました。瞬く間に過ぎていった日々の中で、シェルターで出逢った子ども達から沢山のメッセージを受け取ったように感じています。

子ども達は、家庭内暴力から着のまま逃げてきた子や非行で警察等により不本意に保護された子など様々な理由でシェルターへ入所してきます。色々な背景を持った子ども達が一つ屋根の下で生活するというの、それだけで非常に特殊な環境です。

そんな中、中学生以上の子は児童養護施設への入所は現実的に厳しく、約2ヶ月の間に次の居場所や自宅、学校へ復帰するかを決める必要があります。シェルターのスタッフはその間、子ども達が安心できる環境を整え、子ども達の言葉に耳を傾けます。その中で感じることは、子ども達は精神的にも経済的にも未熟な状態であるのにも関わらず、あまりにも早く、大人になる事を余儀なくされている現状があるということです。

シェルターに避難してきた子ども達は生活スキルを学ぶ機会が無く、食事作りや身体を清潔にする習慣から身につける必要がある子も少なくありません。また、精神的な疾病を抱えているケースや発達障が

屋良 ふきこ（子どもシェルター月桃スタッフ）

いがあるケースも多く、安定した環境が必要であるにも関わらず、次の居場所が無いがために長期入所になってしまい子ども自身が疲弊し、自信を無くしてしまうケースもあります。

経済的な支援だけで、シェルター退所後に一人暮らしをする選択ができる子どもは非常に稀なケースです。どこにも次の居場所が無い子どもは、自宅に戻る選択肢を選ぶしかなく、また家出や非行を繰り返し、傷つき体験を重ねてしまう結果に繋がりかねません。家庭以外の場所で、信頼できる大人と一緒に、自分自身に足りないスキルを学びながら、失敗した時は自分の力で立て直す経験を積む時間が確保できる、中長期的でゆっくり大人になっていける仕組みがあれば良いなど子ども達の現状を見て感じています。しかし、短期的な緊急避難場所としての役割であるシェルターだけで叶えることは絶対にできません。

シェルターを出た先に、地域の人や学校や地域企業、関係機関など子ども達を支えたい、関心があるという様々な人々が職業などの垣根を越えて知恵を出し合い、子どもが幸せに生きる権利を支える大人がひとりでも増えてくれると嬉しいなと思います。

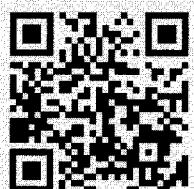
子どもシェルターおきなわ Facebook より



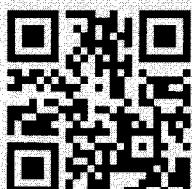
Facebookとホームページについて

子どもシェルターおきなわのホームページが完成しました。Facebookは当初より開設していましたが、改めてご紹介します。子どもたちからのアクセスや皆様からの支援が広がるよう、これからも務めて参ります。是非ご覧下さい。

各ページには、下記よりアクセスできます。登録、「いいね」などを是非ともお願ひ致します。



Facebook



ホームページ

子どもシェルターおきなわ hp より

活動内容

弁護士、常駐スタッフ、医療や福祉、心理の専門家が連携して支援にあたります

入居した子どもたちは、シェルターのスタッフやボランティアはもちろん、ひとりひとりに担当の弁護士がつき、その子が抱える問題に対応します。
医療、福祉、教育、就労などさまざまな関係機関と連携し、子どもたちが自立に向けて進み出す手助けをします。

- ① 児童相談所との連携・情報共有
- ② カウンセリングなどによる心のケア
- ③ 妊娠婦の支援
- ④ シェルター退所後の居場所探し
- ⑤ 家族や親族、協力者などとの連絡
- ⑥ 就学や就労のサポート
- ⑦ 生活資金援助の申請

Introduction
団体のご紹介

Activity
活動内容

Facility
施設紹介

Support
ご支援ください

子どもたちのための精神面のケアを行い、自立の見通しや次の受け入れ施設を検索します。

一緒に子どもたちを支える居場所づくりをしませんか。

コタン（子ども担当弁護士）を経験して思うこと

當眞 正姫（子ども担当弁護士）

子どもは親を選べない。

子どもシェルターに入所した子ども達を担当すると、年齢ゆえの幼さ・未熟さ・経済力の無さから、当然に自分一人の力で生きていくことができない子ども達が、想像を絶する程の長期間、自らの置かれた境遇・現実を受け入れ精一杯生きてきたことが分かり、とてもとても胸が苦しくなります。

違う親の元に生まれて育ってきたのであれば、このような生活をしてこなかったであろう、他の同級生の多くが何の疑問も持たずに親から与えられている、食事、住居、衣服、身体の安全、安心感や精神的繋がり、愛情という子どもとしての普通の環境・境遇、欲求について、日々怯えたり、心配したり、不安になったり、求めたりしながら生活することはなかったであろうと思います。

子ども達のシェルター入所前の生活や気持ちを想像すると、コタンとして、一人の大人として、同じように子どもを持つ親として、やるせなく、不甲斐なく、申し訳なく、神様を憎みたくなります。子ども達自身も、神様を、恨んでいるのではないですか。

一方で、シェルターに入所てくる子ども達の親が、様々な事情により、精神的・経済的に非常に追い詰められ、余裕がなくなっていることも分かります。そのため、親は、無意識のうちに親自身の感情に蓋をしてしまって、子ども達に目が行き届かなくなっているか、子ども達が発しているSOSに気付かないか、はたまた、親自身の心のバランスを取るために、(無意識に)ストレス解消のはけ口として子ども達に対して積極的または消極的な言動(虐待やネグレクト)を行ってしまうのだろうと思うことがあります。

しかしながら、親の無関心またはストレス解消のはけ口とされることを受け入れ、シェルターに入所した子ども達は、自らの心のバランスを取るために、自らの身体を傷付けるという自傷行為(リストカット等)を行うことで心のバランスを取っていた子どもが多くかったです。子ども達は、自傷行為を行うことで、自らの心のバランスを取って困難な状況に踏ん張ることができ、自分を律することができ、感情をコントロールすることができていたということです。親は、子どもに無関心またはストレス解消のは

け口とすることによって心のバランスをとって親自身の心を守ることができたのかもしれません、それを受け止めざるえない子どもは、自らの身体を傷付けることで心のバランスをとって自分の心を守っているということです。

結局、弱者である子どもが一番傷ついています。子どもは、傷ついても傷ついても我慢し、身体を傷つける自傷行為を行ってもさらに限界まで我慢し、シェルターに入所してきました。そのような子どもと、私は、コタンとして、どのように対応すれば良いのだろうか、何と声をかければ良いのか、自傷行為をしないように告げることは正解なのか等、いつもいつも正解が何なのか確証が持てないまま、悩みながら、コタンの活動を行っています。できる限り多くの時間を一緒に過ごし、できる限り色々な話をして、子どもに寄り添い、向き合い、子ども達が大人に対して有する不信感を少しでも軽くすることができて、子ども達がシェルターに居る間だけでも、大人に守られて生活するということはどういうことなのかを実感して欲しいと願っていました。

ほとんどのコタンの活動は、子ども達がシェルターから退所すれば一旦は終了となります、子ども達は、問題が解決したためにシェルターから退所するということではないことが多かったです。子ども達がこれまで育ってきた環境が、すぐに良い方向へ改善しているわけではなく、最善と思われる居場所に行くことが決まったというだけなので、コタンとしての無力さを痛切に実感することが多かったです。

以上のように、コタンの活動はとても苦しい思いをすることがとても多いですが、それは、コタンの活動が苦しいのではなく、シェルターに入所てくる子ども達の現状・現実が苦しいゆえのシンパシーとしての苦しみであります。

短い期間ですが、子ども達がシェルターに入所している期間、コタンやシェルタースタッフ、児童相談所担当者などのたくさんの大人が、子ども達の気持ちを最優先に考え、子ども達と一緒に悩み、苦しみ、考え、向き合っていたということが、今まで辛い経験をたくさんしてきた子ども達に、将来、少しでも良い影響を与える経験となって欲しいと、心から祈っています。

子どもシェルター全国ネットワーク会議 in 和歌山

横井 理人（理事）

2019（令和元）年11月24日及び同月25日、和歌山市において子どもシェルター全国ネットワーク会議が開催され、当法人から理事長、ホーム長、スタッフ1名と僕の4名で出席してきました。子どもシェルター全国ネットワーク会議とは、全国の子どもシェルターを運営する団体や、子どもシェルターの開設を目指す団体ないし個人により構成されており、毎年秋ごろに各団体が一堂に会する会議を開催しています。初日は全体会、分科会と懇親会、2日目は分科会の内容報告や2日間の議論を踏まえての質疑応答が行われ、これを通じて各団体の活動の情報交換、運営にあたっての悩みの共有、問題意識の発見・検討、その他様々な点について意見交換を行っています。会議終了後には、希望者には開催地の施設の見学も行われています。非常に勉強になる会議で、当法人も、理事長以下数名を毎年派遣しています。

全体会では、子どもシェルター全国ネットワーク会議と厚生労働省との行政交渉についての報告がありました。ご存じの方もいらっしゃるかもしれません、実は児童自立生活援助事業実施要項には「子どもシェルター」という施設は存在せず、全国の子どもシェルターは「自立援助ホーム」の一形態として運営しています。もっとも、「シェルター」と「自立援助ホーム」とでは施設運営や支援内容も異なることから、自立援助ホームの一形態として運営していることで制度の枠組みと実際の運営に相違点が生じてしまい、これが妨げになることもあります。当然、子どもシェルター全国ネットワーク会議としては、自立援助ホームとは別に子どもシェルターとして位置づける内容の改正をしてほしいという要望をしています。厚生労働省としても子どもシェルターの存在やその活動の意義について認識はじめ

めており、今後の交渉で何とか改正を実現してほしいと思います。

後半の分科会は、運営部会・スタッフ部会・コタン（子ども担当弁護士）部会のうち、コタン分科会に出席してきました。主に各シェルターの運営方法について情報交換をしてきましたが、コタンのルール作りはそのシェルターの実情に応じて様々で、こちらも大変参考になりました。いろいろなテーマで情報交換を行ったのですが、個人的には今後のコタンを引き受けてくれる弁護士の確保や費用負担の点についての問題意識が参考になりました。現在、コタンの報酬は日弁連の援助事業を利用しておらず、入所した子どもに負担させないように運用をしています。しかし、この援助事業の報酬はコタンの事務作業量や精神的負担には到底見合った報酬額ではなく、事案によっては実費や日当にも全く満たない金額です。つまり、コタンを引き受けてくださる先生方は、現状ほとんどボランティアのような形で皆さん活動をして下さっているのです。この運用実態については全国のシェルターで共通しており、当法人に限った問題意識ではありません。分科会では、「このまま心ある先生の善意に甘え続けるのではなく、その活動に見合った報酬が得られるような仕組みを考える時期にきている」という問題提起にとどまりましたが、今後、検討していくなければならない重要な課題です。

懇親会では、お酒も入ったせいか、各団体の理事やスタッフの一部が日頃の熱い想い（愚痴？）をはきだして、大いに盛り上りました。一次会の料理も美味しかったのですが、個人的には二次会代わりに食べた和歌山ラーメンが絶品でした。



会員・寄付・助成のご報告・・・ありがとうございます。

◎ 正会員（敬称略 順不同）

小道正敏、上原光理、我妻潤

◎ 助成・寄付（団体のみ 敬称略 順不同）

コストコホールセールジャパン株式会社
社会福祉法人沖縄県共同募金会
東京海上日動火災保険株式会社
ロート製薬株式会社
若草プロジェクト
株式会社大川
CReare Fata
食育や癒がふ家
今帰仁診療所
第五空間創造部
沖縄県商工会青年部連合会中部支部

沖縄商工会議所青年部
九州納豆組合
オリオンビール株式会社
大城純市法律事務所
弁護士法人サイオン法律事務所
当山法律事務所
合同会社リアンlien
有限会社大宮工機
株式会社上江洲商会
ケーシー

掲載させていただいた方以外にも、掲載を希望されない方や掲載の可否が不明な方から、多くなご寄付、寄贈をいたしております。誠にありがとうございます。

支援のお願い

子どもシェルターにおける子どもたちの生活や運営のための経費は、公的援助だけでなく、皆様のご支援で支えられています。ぜひとも「支援の輪」につながっていただき、私たちの活動を支えてください。

①会員になる（年会費）

正会員 個人	5,000 円
団体	10,000 円
賛助会員 個人	2,000 円（1口）
団体	10,000 円（1口）

②寄付をする

口座名義人「N P O 法人子どもシェルターおきなわ」	沖縄銀行 二中前出張所 普通 口座番号 1442426
琉球銀行 楠川支店 普通 口座番号 344192	沖縄海邦銀行 松尾支店 普通 口座番号 0890107



NPO 法人
子どもシェルターおきなわ
TEL. 098-836-6363
(平日 9時~18時)

〒900-0021 沖縄県那覇市泉崎2丁目10番3号
泉崎つねビル303号 美ら島法律事務所内
Tel. 098-836-6363
Fax. 098-836-6364
Mail : kodomo@shelter.okinawa

理事長 横江 崇 （弁護士）
副理事長 松本 啓太 （弁護士）
理事 仲渡 尚史 （みらいファンド沖縄）
饒波 正博 （医師）
野原 雅彦 （税理士）
嘉陽 真美 （産婦人科医師）
糸数 未希 （にじのはしファンド代表）
秋吉 晴子 （しんぐるまざあず・ふぉーらむ沖縄代表）
我妻 潤 （弁護士）
末松 実紗 （弁護士）
横井 理人 （弁護士）
西村 オリエ （弁護士）
川津 知大 （弁護士）
畠 知成 （弁護士）
監事